

第8回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年8月6日(火)午後3時00分から午後3時51分

2. 開催場所 おりなす八女 小ホール

3. 出席農業委員 (22名)

1番	草場 紀彦	2番	大久保義治	3番	平島 雅夫
4番	久間 絹子	5番	樋口 悦雄	6番	栗原 英喜
7番	仁田原政美	8番	溝尻 修		
10番	今村 嗣範	11番	茅島 澄雄	12番	牛嶋 徹也
13番	大坪知美子	14番	中島 秀徳	15番	鶴木 利通
16番	中村 輝義	17番	城後 公一	18番	月足 靖彦
19番	小川 哲郎	20番	田村 一彦	21番	宮園 福夫
22番	川口 隆男			24番	塚本ちゑ子

4. 出席最適化推進委員 (42名)

1番	馬場 康浩	2番	隈本 弘文	3番	平井 照也
4番	牛島 由美子	5番	樋口 祐二	6番	中島 敏彦
7番	角 秀次	8番	川口 誠二	9番	橋山 渡
10番	山本 茂登	11番	牧口 武	12番	増永 勝広
13番	中嶋 壽敏	14番	松延 清隆	15番	大坪 喜代人
16番	延 和洋	17番	井上 健吾	18番	久木原 秀登
19番	井上 淳	20番	篠原 孝春	21番	松尾 健一
22番	樋口 恵一	23番	田形 隆徳		
25番	堤 政信	26番	三宅 覚	27番	井手 千年
28番	古賀 則夫	29番	吉田 敏通	30番	桁山 忠典
31番	水本 敏明	32番	野中 敏成	33番	森 義則
34番	井上 昌彦			36番	谷川 侯司
37番	原 義博	38番	入江 保生	39番	古庄 秀司
40番	野中 円三	41番	栗原 嘉寿秀	42番	仁田原 一太
		44番	末崎 博利	45番	伊藤 俊夫

5. 欠席委員

農業委員 (2名)

9番 隈本 俊光 23番 高山 和典

最適化推進委員 (3名)

24番 樋口 智 35番 塩塚 義治 43番 山口 史登

6. 議事日程

- 第1 会議の成立
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案の上程
- 第4 議案の審議

- 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について
- 議案第33号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について
- 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について
- 議案第35号 八女市空き家に付属した農地の指定解除について
- 議案第36号 八女市空き家に付属した農地の指定について

7. 農業委員会事務局職員

局長 原 信也 次長 平島 聡 書記 西原 佑美 黒木支所 江田
弘正 立花支所 野中 由利 上陽支所 大淵 剛 星野支所 近藤 理
和 矢部支所 堤 翔太

8. 会議の概要

議 長	<p>みなさまこんにちは。まずは台風8号の影響で時間を繰り下げ、まだ安心できない状況の中での開催になりましたことをお詫び申し上げます。また被害に遭われました方々についてはお見舞い申し上げます。</p> <p>本日は、令和になり初めての全員出席での総会になります。昨年10月にすべての農業委員会が新制度に移行し、初めて迎えた8月、全国で新たなステージに入った農業委員会による農地パトロールが重要な取り組みの一つになっております。本格的に活動が目に見えるものとしてまた、成果が求められる年でもございます。八女市農業委員会といたしましても、地域の農業・農地を守り、農業が発展するよう一丸となり取り組んでいかねばと思っています。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。本日は令和元年第8回農業委員会総会を開催いたしましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集下さいまして、誠にありがとうございました。ただ今より、農業委員会総会を開会いたします。</p>
-----	---

	(議 長 着 席)
議 長	<p>日程 第1・会議の成立 ただ今の出席委員の数は農業委員<u>22</u>名 農地利用最適化推進委員<u>42</u>名であります。 会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。 日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、7番 仁田原政美委員、8番 溝尻修委員を本日の会議の議事録署名委員に 指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。 日程 第3・議案の上程を行います。 事務局をして案件の朗読をいたさせます。</p>
事務局	<p>はい、案件の説明をさせていただきますが、その前に1点だけ修正 をさせていただきます。議案第34号の関係でござい まして37ページでございます。37ページのナンバー2番この案件 につきましては議案書発送後、取り下げがございましたので、この案 件につきましては削除方よろしくお願いたします。それでは議案に ついてご説明を申し上げます。(案件朗読)以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局朗読のとおり、報告1件・議案5件を一括議題といたしま す。 1ページをお願いします。</p>
議 長	<p>報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告に ついて、事務局より通知の説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知 の報告につきましては22件です。解約のあった土地63筆、うち田 23筆、畑40筆、合計面積は103,477㎡です。それぞれ合意 解約で離作措置条件等はございません。添付書類も含め完備しており</p>

事務局	<p>ましたので、会長専決により書類を受理していることを報告いたします。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。 7ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について番号1番を、最適化推進委員12番 増永勝広委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 12番	<p>はい、推進委員12番が番号1を説明いたします。(議案書朗読) 譲受人の経営拡大と譲渡人の農業廃止ということで所有権移転売買による申請です。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番を、最適化推進委員12番 増永勝広委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 12番	<p>推進委員12番が2番を説明いたします。(議案書朗読) 譲受人の経営拡大と譲渡人の耕作不便ということで所有権移転売買の申請でございます。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号3番を最適化推進委員13番 中嶋壽敏委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 13番	<p>最適化推進委員13番が3番を説明いたします。(議案書朗読)それぞれの経営拡大と経営縮小ということでの所有権移転売買による申請です。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号4番を、農業委員19番 小川哲郎委員さんご説明をお願いします。</p>
農業委員 19番	<p>農業委員19番が番号4について説明します。(議案書朗読)それぞれの経営拡大と経営縮小による所有権移転売買の申請です。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号5番を、最適化推進委員20番 篠原孝春委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 20番	<p>推進委員20番、5番について説明いたします。(議案書朗読)それぞれの経営拡大と経営縮小ということでの所有権移転売買による申請です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番を、最適化推進委員33番 森義則委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 33番	<p>はい、推進委員33番、6番について説明いたします。(議案書朗読) それぞれの経営拡大と経営縮小ということでの売買による所有権移転 の申請です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番を、農業委員16番 中村輝義委員さんご説明をお 願いします。</p>
農業委員 16番	<p>農業委員16番が7番について説明いたします。(議案書朗読) 譲渡 人の経営縮小、譲受人の新規営農ということでの売買による所有権移 転の申請です。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>この案件は新規営農でありますので、事務局より説明をいたさせま す。</p>
事務局	<p>はい、営農計画書についてご説明いたします。譲受人は現在、建築業 を営んであります。この度、譲渡人より農地を買い受け、すでに生産さ れている筍の栽培を行う計画です。農業経験はありませんが筍農家の</p>

事務局	知り合いの方から指導を受け筒栽培を行い、缶詰工場に販売をされる予定です。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議 長	<p>地元委員さん及び事務局の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号8番を、最適化推進委員34番 井上昌彦委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 34番	<p>最適化推進委員34番が8番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の農業廃止、譲受人の経営拡大ということで所有権移転売買の申請でございます。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号9番を、最適化推進委員34番 井上昌彦委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 34番	<p>はい、34番が番号9番を説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の農業廃止、譲受人の経営拡大ということで所有権移転売買の申請でございます。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>地元委員さんと事務局の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号10番を、最適化推進委員44番 末崎博利委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 44番	<p>はい、44番が10番について説明します。(議案書朗読)それぞれの経営拡大と経営縮小ということで所有権移転売買の申請です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号11番を、最適化推進委員45番 伊藤俊夫委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 45番	<p>はい、推進委員45番が11番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の耕作利便とのでことで所有権移転売買の申請です。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号12番を、最適化推進委員2番 隈本弘文委員さんご説明をお願いします。</p>

推進委員 2番	はい、推進委員2番が12番について説明申し上げます。まず申請地の場所は長峰小学校から北東へ行ったところになります。（議案書朗読）それぞれの経営縮小と、経営拡大による贈与による所有権移転の申請です。よろしくお願いいたします。
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 次の番号13番と20ページの議案第33号の農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理についての番号33番は下限面積関連のため一括審議といたします。それでは最適化推進委員8番 川口誠二委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 8番	はい、それでは説明いたします。（議案書朗読）それぞれの経営縮小と、経営拡大による所有権移転贈与の申請です。続いて下限面積の絡みがございますので20ページの33番をお願いします。（議案書朗読）利用権設定、使用賃借権設定の申請でございます。経営面積は農業経営基盤強化促進法と併せまして4,338㎡となるものでございます。以上でございます。
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番を、農業委員17番 城後公一委員さんご説明をお願いします。</p>

農業委員 13番	はい、農業委員13番が14番を説明いたします。(議案書朗読) 親族間の所有権移転贈与の申請でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号15番を、農業委員19番 小川哲郎委員さんご説明をお願いします。</p>
農業委員 19番	はい、農業委員19番が15番について説明いたします。(議案書朗読) 親族間の所有権移贈与の申請でございます。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号16番を、最適化推進委員34番 井上昌彦委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 34番	はい、34番が16番について説明いたします。(議案書朗読) 親族間の所有権移転贈与の申請でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	<p>地元委員さんと事務局の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号17番を、最適化推進委員42番 仁田原一太委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 42番	<p>はい、推進委員42番が17番について説明いたします。(議案書朗読) 親子間の贈与による所有権移転の申請でございます。よろしくお願いいいたします。</p>
議 長	<p>地元委員さんと事務局の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>13ページをお願いします。</p> <p>議案第33号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理についての、番号47番は農業委員11番 茅島澄雄委員さんに、番号81番は農業委員10番 今村嗣範委員さんに11条を適用しますので、関係する委員さんは席を下げていただきますようお願いいたします。それでは事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対し決定を求められているものでございます。</p> <p>今回は、所有権移転が2件、利用権設定の案件が97件ございます。番号1番、(議案書朗読) 売買により所有権移転されるものです。番号2番、(議案書朗読) 売買により所有権移転されるものです。</p> <p>14ページから36ページまでが利用権設定の各筆詳細となっております。期間は1年から25年までの新規・再設定合わせて97件、利用権設定する土地286筆、合計面積323,131.44㎡です。</p>

事務局	<p>詳細につきましてですが、今回、新規営農等が出ておりますのでご説明いたします。</p> <p>20ページの番号36番についてご説明いたします。借り人は新規営農でトマトを栽培される予定です。トマト農家で研修を受けられ青年等就農計画認定書が発行されています。この案件につきましては利用権設定後の面積が40アール満たないこととなりますが、営農計画書と確約書の提出があり青年等就農計画認定書が添付されていることから、40アールの下限面積を適用しないこととしています。</p> <p>22ページ番号42番、43番をお願いします。この方は経営面積がありませんが新規営農ではなく、以前同じような設定をされ農業をされていましたが期間終了のため再び設定をされる申請でございます。下限面積は42番、43番合わせて4,172㎡となり問題ございません。</p> <p>28ページ番号72番についてご説明いたします。借り人は新規営農でナスを栽培される予定です。1年間ナス農家で研修を受けられております。出荷先はJAの予定です。この案件につきましては施設園芸の場合、施設面積2,600㎡以上という下限面積の条件を満たしておりますので問題ないこととしております。</p> <p>34ページ番号89番についてご説明いたします。番号88番の案件と家族経営協定の関連がありますので一緒にご説明いたします。89番の借り人は88番の借り人とともにトマトの栽培を行い生産技術を取得されています。この度ご自身も営農を開始され施設野菜のトマトを栽培される計画です。去年88番の借り人が借りていた2筆の農地を解約し、同じ2筆の農地を88番の借り人が1筆、89番の借り人が1筆としてJAの農地利用集積事業を活用した利用権設定をされます。利用権設定後の面積が40アール満たないこととなりますが、青年等就農計画認定書を添付されていることから40アールの下限面積を適用しないこととしています。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。関係する委員さんの11条を解除します。元の席にお戻りください。</p> <p>37ページをお願いします。</p> <p>議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。以上でございます。</p>
議 長	<p>続いて、最適化推進委員15番 大坪喜代人委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 15番	<p>はい、推進委員15番が、1番について説明いたします。場所につきましては、蒲原にある大坪製茶株式会社の道路を挟んだ向かい側の農地になります。（議案書朗読）共同住宅用地1棟6戸として利用されるための申請でございます。隣接する農地の同意もありますし、水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思っております。以上よろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>現地調査委員の農業委員13番 大坪知美子委員さんご報告をお願いします。</p>
農業委員 13番	<p>はい、農業委員13番が、1番について説明いたします。7月29日に現地調査を行いました結果、生活雑排水については公共下水道により処理され、雨水については自然流水により西側水路への排水されますので隣接地への影響等特段問題はないかと確認いたしております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局と地元委員さんの説明、現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>

議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>番号2番は取り下げのため次に行きます。</p> <p>続いて、番号3番を事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は1番と同じです。以上でございます。</p>
議 長	<p>続いて、農業委員13番 大坪知美子委員さん現地調査の報告も併せてご説明をお願いします。</p>
農業委員 13番	<p>はい、農業委員13番が3番について説明いたします。場所につきましては、岡山校区にある八女市岡山球場から北東に80mほど進んだ農地になります。（議案書朗読）共同住宅用地2棟16戸として利用するための申請でございます。隣接する農地の同意がありますし、水利の承諾もとれており、排水に関しても問題ないと思います。以上でございます。よろしく申し上げます。続きまして現地調査の報告をいたします。7月の29日に現地調査を行った結果、生活雑排水については合併処理浄化槽により処理され、北西側道路側溝へ排水されます。雨水については雨水枳を通過して北西側道路側溝へ排水されますので隣接地への影響等特段問題ないと確認いたしております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局と地元委員さんの説明及び現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号4番を事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は1番と同じです。以上でございます。</p>

議 長	<p>続いて、農業委員19番 小川哲郎委員さんご説明をお願いします。</p>
農業委員 19番	<p>はい、農業委員19番が、4番について説明いたします。申請地は上陽町の大勢の交差点から北へ300mほど進んだ鮎帰橋のすぐ横の農地になります。（議案書朗読）申請者の自宅前までの自家用車進入路用地としたいということでの所有権移転売買の申請です。隣接する農地はなく問題ないと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>現地調査委員の農業委員4番 久間絹子委員さんご報告をお願いします。</p>
農業委員 4番	<p>はい、農業委員4番が、4番について現地調査のご説明をいたします。7月30日に現地調査を行いました。調査の結果申請地の周りに農地はなく雨水は自然流下であり問題ないことを確認しています。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて、番号5番を事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり第3種農地と判断いたします。以上でございます。</p>
議 長	<p>続いて、最適化推進委員22番 樋口恵一委員さんご説明をお願いします。</p>

推進委員 2 2 番	はい、推進委員の 2 2 番が、5 番について説明いたします。申請地は国道 4 4 2 号線大野原の交差点から東に 1 0 0 m ほど進んだところにあるファミリーマートの向かい側に吉田園の倉庫がありその東側の農地です。（議案書朗読）駐車場にしたいということでの所有権移転売買の申請です。隣接農地の同意もあり問題ないと認識しています。以上でございます。
議 長	現地調査委員の農業委員 5 番 樋口悦雄委員さんご報告をお願いします。
農業委員 5 番	はい、農業委員 5 番が、5 番について説明いたします。7 月 3 1 日に現地調査を行った結果、雨水排水は自然流下により問題ないと確認しております。以上よろしく申し上げます。
議 長	<p>事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>3 8 ページをお願いします。</p> <p>議案第 3 5 号 八女市空き家に付属した農地の指定解除について番号 1 番を事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局	はい、八女市空き家に付属した農地の指定解除についてご説明いたします。議案書にあります農地は、今年の 3 月に農地法 3 条に係る所有権移転の許可をいたしたものですが、この度、農地と空き家の所有権移転が完了したことに伴う指定の解除でございます。以上でございます。
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>39ページをお願いします。</p> <p>議案第36号 八女市空き家に付属した農地の指定について番号1番を事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>はい、八女市空き家に付属した農地の指定についてご説明いたします。今回、空き家に付属した農地指定申請書が提出されましたので農地法施行規則第17条第2項第1号の規定によりその指定についてご審議いただくものです。(議案書朗読) 空き家バンクに登録されており、なおかつ空き家に付属している農地であることを事務局で確認いたしています。この後の流れといたしましては、この総会で指定に関する決定がなされましたら、この農地は下限面積1アールとなり空き家とセットで取得される場合に限り特例で農地の取得が認められます。以上でございます。</p>
議 長	<p>続いて最適化推進委員25番 堤政信委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 25番	<p>番号1番について最適化推進委員25番がご説明いたします。申請地の場所は国道442号線、本分の交差点から南に300mほど進み矢部川を渡った上名集落に位置する農地です。申請に係る農地の状況としましては、空き家のすぐ南側に隣接する農地であり、周囲を宅地や雑種地に囲まれています。一部遊休化しておりますので、今後空き家と同時に農地の取得が見込まれまないと、さらに遊休化の恐れがある農地でございます。以上報告いたします。</p>
議 長	<p>事務局と地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。
議 長	<p>以上で議案の審議は全部終了いたしました。 これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: center;">（ 閉会宣言 3時51分 ）</p> <p style="text-align: center;">令和元年8月6日</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">7 番</p> <p style="text-align: center;">8 番</p>